

# 税理士事務所で

予約制

# 税務相談を無料で行います。

ご希望の方は、下記受付方法によりご予約のうえ、お出かけください。

なお、住宅借入金等特別控除を受ける場合や収入が600万円を超える場合などは、低額な料金が発生する場合がありますので、事前連絡の際に担当する税理士にお確かめください。

- 実施日■ 平成31年2月15日（金）
- 対象者■
  - (1) 年金受給者の方
  - (2) 給与所得者で医療費控除を受ける方
  - (3) 年の途中で就職・退職・年末調整の済んでいない方 など
- 受付時間■
  - <午前> 10時00分～正午
  - <午後> 1時00分～4時00分
- 受付方法■ お近くの税理士事務所へ事前に電話連絡のうえ予約ください。  
※職業別電話帳などでお調べいただくか、下記下線の「税理士情報検索サイト」をご活用ください。  
※ご不明な点がありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。
- 問い合わせ先■ 関東信越税理士会 高崎支部  
☎ 027 (361) 7788 【※土・日・祝日を除く】

## にせ税理士にご注意ください！

税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士又は税理士法人以外の者が行うことはできません。<sup>(注)</sup>

ところが、毎年、税理士でない“無資格者”によって、不適正な申告が行われるなど、多くの方々が被害を受けています。わたしたち税理士は「税理士証票」を携行し、「バッジ（税理士会員章）」を着けています。

また、税理士は、必ず税理士会に所属し、日本税理士会連合会に備える名簿に登録されています。

税理士をお探しの場合は、日本税理士会連合会が管理・運営する税理士情報検索サイト【<https://www.zeirishikensaku.jp/>】をご活用ください。

なお、インターネット上に存在する種々の税理士紹介サイトは日本税理士会連合会とは一切関係がありませんので、ご注意ください。



「税理士会員章」

(注) 弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を經由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。